

第2節 公益的施設の整備基準

条例

(ごみ集積所)

第26条 特定開発事業者は、計画戸数を8戸以上とする建築物を建築する目的で行う特定開発事業にあっては、規則で定める基準により、特定開発事業区域内にごみ集積所を1箇所以上設置しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

規則

(ごみ集積所に関する基準)

第19条 条例第26条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみ集積所の位置は、収集作業車（積載量が2トンのものに限る。）の通行又は転回を容易に行うことができる、安全かつ円滑にごみの収集を行うことができる場所とすること。
- (2) ごみ集積所の面積は、1戸当たり0.3平方メートル（共同住宅等の住戸のうち1戸の専用床面積が29平方メートル未満で、かつ、浴室、便所及び台所（湯沸場その他調理の設備を有するものをいう。）を設けたものにあっては、0.15平方メートル）とすること。
- (3) ごみ集積所の構造は、次に定めるところによること。
 - ア 間口以外を高さが1メートル以上の鉄筋コンクリート、コンクリートブロック等で囲み、床は、コンクリートとし、排水のための適度な勾配を付けること。
 - イ 有効間口は2メートル以上とし、奥行きは50センチメートル以上とすること。
 - ウ 間口は、奥行き以上とすること。
 - エ ごみ集積所に扉を設けるときは、扉の高さを2メートル以上とすること。
 - オ ごみ集積所に扉及び屋根を設けるときは、衛生及び安全保持のため換気装置及び照明器具を設置すること。ただし、市長が構造上換気及び照明の必要ないと認めるときは、この限りでない。
 - カ ごみ集積所の間口と当該間口の前の地盤面との段差は、5センチメートル以下とすること。

趣旨

本条は、特定開発事業者が特定開発を行うに当たって整備しなければならないごみ集積所に関する基準を定めている。

解釈・運用

計画戸数が8戸以上の一戸建ての住宅の建築を目的とする宅地分譲等の平面開発や計画戸数が8戸以上の共同住宅等の建築を行う特定開発事業者は、収集活動の円滑化と居住する者の利便及び周辺の衛生環境の向上のため、ごみ集積所を1箇所以上設置しなければならない。

ただし、ごみ集積所に至るまでの道路が狭隘である等により収集作業車の通行が困難な場合や当該特定開発事業のために先行してごみ集積所（基準を満たすものに限る。）を整備している場合などは、市長が特に必要ないと認めるときとして該当する。

ごみ集積所の位置については、横断歩道や交通量の多い交差点など歩行者や交通の支障にならないよう留意し、設置数については、必要面積が確保できれば問わないが、複数設置する場合においても、それぞれ有効間口2m以上及び奥行き50cm以上を確保すること。

ごみ集積所に設ける排水のための勾配は、雨水等がごみ集積所から道路上に流れ出ないようにするものとし、雨水等の処理は、ごみ集積所内に集水池を設ける等敷地内に排水できるような構造とすること。

ごみ集積所の面積には、ごみ集積所を囲む構造物の厚み（100mm～150mm程度の標準的な厚みのものに限る。）を含めることができるが、有効間口には、構造物の厚みを含めることはできない。また、共同住宅を複数棟建築する場合や一戸建てと共同住宅などが混在する場合などについては、特定開発事業区域の戸数の総計で算定すること。

なお、特定開発事業者の意向によりごみ集積所を設置する場合（例えば、計画戸数が7戸であるが、ごみ集積所を設置する場合など）は、条例第10条協議と同時期にごみの収集の方法やごみ集積所の構造について環境事業センターに相談する必要がある。

ごみ集積場所の留意事項については、ごみ集積場所に関する留意事項（150頁）を参照すること。